

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約期間は、<u>次によります。</u></p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了日の15日前までに当社またはお客様のいずれかから需給契約の終了または変更の申出がない場合は、契約期間満了後も、1年ごとに同一条件で更新いたします。</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 契約期間は、<u>需給契約が成立した日から、解約により需給契約が消滅する日までといたします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>19 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 当社は、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、<u>別表 5 (手数料等)</u> (1)に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>イ お客さまが、(1)に該当し、書面による請求書（支払方法が、(1)イの場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、当社が請求書（利用明細書）を発行した場合</p> <p>ロ お客さまが、(2)イの方法により支払われる場合</p> <p>(4)～(10) (省略)</p>	<p>19 料金その他の支払方法および支払期日</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 当社は、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、<u>別表 5 (手数料等)</u> に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>イ お客さまが、(1)に該当し、書面による請求書（支払方法が、(1)イの場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、当社が請求書（利用明細書）を発行した場合</p> <p>ロ お客さまが、(2)イの方法により支払われる場合</p> <p>(4)～(10) (省略)</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和 7 年 7 月 1 日実施

旧	新
<p>32 需給契約の変更</p> <p>お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、6（需給契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。なお、<u>契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等</u>の変更を希望される場合、その需給契約は、お客さまの変更の申出にもとづく、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものいたします。</p> <p>(新規追加)</p> <p>34 お申し出による需給契約の終了</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) — お客さまが需給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、需給契約を終了しようとされる場合は、当社は、別表 5（手数料等）(2)に定める解約事務手数料を、需給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p>	<p>32 需給契約の変更</p> <p><u>(1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、6（需給契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。なお、<u>電気契約種別、付帯契約種別および契約電力等</u>の変更を希望される場合、その需給契約は、お客さまの変更の申出にもとづく、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものいたします。<u>ただし、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きを要さない場合は、当社が所定の手続きを完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものいたします。</u></u></p> <p><u>(2) 電気契約種別を変更した場合、新たな電気契約種別の適用開始の日以降 1 年目の日までには、原則として他の電気契約種別に変更することはできません。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</u></p> <p>34 お申し出による需給契約の終了</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】令和7年7月1日実施

旧	新										
附則	附則										
<p>1 実施期日</p> <p>本約款は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>1 実施期日</p> <p>本約款は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p><u>3 契約期間についての特別措置</u></p> <p><u>2024年7月1日以前から供給が継続している場合の契約期間は、7（契約期間）(2)にかかわらず、2025年7月1日を含む契約期間の始期から、解約により需給契約が消滅する日までといたします。</u></p>										
別表	別表										
<p>5 手数料等</p> <p>(1) 帳票発行手数料</p> <p><u>1</u> 19（料金その他の支払方法および支払期日）(3)イの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">請求書（利用明細書）1部につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">220円00銭</td> </tr> </table> <p><u>□</u> 19（料金その他の支払方法および支払期日）(3)ロの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">払込票1部につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">330円00銭</td> </tr> </table> <p>(2) 解約事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1契約につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,300円00銭</td> </tr> </table>	請求書（利用明細書）1部につき	220円00銭	払込票1部につき	330円00銭	1契約につき	3,300円00銭	<p>5 手数料等</p> <p>帳票発行手数料</p> <p><u>(1)</u> 19（料金その他の支払方法および支払期日）(3)イの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">請求書（利用明細書）1部につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">220円00銭</td> </tr> </table> <p><u>(2)</u> 19（料金その他の支払方法および支払期日）(3)ロの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">払込票1部につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">330円00銭</td> </tr> </table> <p>(削除)</p>	請求書（利用明細書）1部につき	220円00銭	払込票1部につき	330円00銭
請求書（利用明細書）1部につき	220円00銭										
払込票1部につき	330円00銭										
1契約につき	3,300円00銭										
請求書（利用明細書）1部につき	220円00銭										
払込票1部につき	330円00銭										

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>より実施します。</p> <p>6 エネワン LP ハッピー</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p>イ お客さまが1年を通じてこの電気契約種別の適用を希望されること</p> <p><input type="checkbox"/> 契約電流が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力の合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の契約電流と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>より実施します。</p> <p>6 エネワン LP ハッピー</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約電流が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力の合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の契約電流と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>7 エネワン LP バリュー</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p>イ—お客さまが 1 年を通じてこの電気契約種別の適用を希望されること</p> <p><u>ロ</u> 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること</p> <p><u>ハ</u> 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力の合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の契約電流と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>7 エネワン LP バリュー</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p><u>イ</u> 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること</p> <p><u>ロ</u> 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力の合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の契約電流と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>8 エネワン LP ワンダフル</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p>イ—お客さまが1年を通じてこの電気契約種別の適用を希望されること</p> <p><u>ロ</u> 契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>ハ</u> 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力の合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>ロ</u>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の契約電流と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>8 エネワン LP ワンダフル</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p><u>イ</u> 契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること</p> <p><u>ロ</u> 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力の合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けの契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<u>ロ</u>の契約電流と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>